

資料1

企画提案競技実施要領

【資料 1】

令和 8 年度県庁発信力強化事業業務委託 企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する令和 8 年度県庁発信力強化事業業務委託（以下「本業務」という。）に係る受託者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務内容

- (1) 業務名及び数量 令和 8 年度県庁発信力強化事業業務委託 一式
- (2) 業務の仕様等 【資料 2】令和 8 年度県庁発信力強化事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託額の上限 委託額 5,674,900 円
（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。）

2 実施スケジュール

- (1) 公募開始（実施要領等の公開） 令和 8 年 5 月 18 日（月）
- (2) 実施要領等に関する質問の受付 令和 8 年 5 月 21 日（木）午後 5 時まで
- (3) 上記質問に対する回答（最終） 令和 8 年 5 月 25 日（月）午後 5 時まで
- (4) 参加資格確認申請書等の提出期限 令和 8 年 5 月 27 日（水）午後 3 時まで
- (5) 参加資格の確認結果通知 令和 8 年 5 月 28 日（木）
- (6) 参加が認められない理由の請求 令和 8 年 5 月 29 日（金）午後 5 時まで
- (7) 企画提案書・見本作品等の提出期限 令和 8 年 6 月 5 日（金）午後 5 時まで
- (8) 審査日（プレゼンテーション） 令和 8 年 6 月 9 日（火）（予定）
- (9) 契約締結 令和 8 年 6 月下旬（予定）

3 参加者の資格に関する事項

本業務に係る企画提案競技に参加できる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者であって、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 単独企業による参加
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者、再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当しない者
 - ウ 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
 - エ 秋田県暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）第 2 条に規定する暴力

団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者

(2) 共同企業体による参加

ア 共同企業体を構成する全ての構成員が(1)の要件を満たしていること。

※共同企業体の構成員である者は、単独で又は他の共同企業体の構成員としての、本企画提案競技への参加を不可とする。

4 企画提案競技の手続等に関する事項

(1) 担当課 秋田県政策企画部マーケティング戦略課(秋田県庁本庁舎3階)

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1076

メールアドレス marketing@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技説明会

説明会は開催しない。

応募に必要な書類は秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」のマーケティング戦略課のページ及び「電子手続き・入札・補助金等」—「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載する。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式1】実施要領等に関する質問票により受け付ける。

ア 受付期間

令和8年5月18日(月)から令和8年5月21日(木)午後5時まで

イ 受付場所

4(1)に同じ

ウ 提出方法

電子メールに限る。

エ 回答方法

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」のマーケティング戦略課のページ及び「電子手続き・入札・補助金等」—「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載する。

オ 掲載期日

随時掲載/最終:令和8年5月25日(月)

(4) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請等の書類を提出期限までに、4(1)の担当課に提出すること。

ア 提出書類

(ア)【様式2】企画提案競技参加資格確認申請書

(イ)【様式3】会社概要

(ウ)【様式4】共同企業体結成届(共同企業体による申請の場合のみ提出)

(エ)【様式5】共同企業体協定書(共同企業体による申請の場合のみ提出)

(オ)【様式6】受付票

イ 提出期限

令和8年5月27日(水)午後3時まで

ウ 確認結果

令和8年5月28日（木）に書面を電子メールで通知する。

エ 留意事項

(ア) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。

(イ) 提出期限までに提出しない者は、参加資格を失う。

(ウ) 共同企業体による申請の場合

① 各構成員は対等の立場で一体となって業務を履行すること。

② 共同企業体の名称（任意）、事務所所在地、代表者及び県が委託料を支払う際の振込口座を定めること。

③ 企画提案競技参加資格確認申請書【様式2】及び受付票【様式6】については、共同企業体の代表者が提出すること。また、会社概要【様式3】については、構成員全員分を提出すること。

(エ) 提出書類を郵送で提出する場合は、書留にて提出期限までに必着となるように、持参する場合は、閉庁日を除く平日午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(5) 参加資格の喪失及び辞退

参加資格の確認後に参加資格の要件を満たさなくなったときは、参加資格を失う。また、都合により辞退する場合には【様式7】企画提案競技参加辞退届を提出すること。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対し書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。

(ア) 提出期限

令和8年5月29日（金）午後5時まで

(イ) 提出先

4（1）に同じ

(ウ) 提出方法

電子メールに限る。

イ 県は、書面を受理したときから7日以内に説明を求めた者に対して、電子メールにより書面でその理由を説明する。

(7) 企画提案書の作成と提出

参加者は、次の審査書類を提出期限までに、4（1）担当課に提出すること。

ア 提出する審査書類

(ア) 企画提案書 正本1部、副本4部

企画提案書は【資料2】仕様書を確認して作成すること。

(イ) 見積書 正本1部

見積書は企画提案書の内容を実施するための費用を明らかにし、内訳を示すこと。見積書は消費税等を含む総額を記載し、総額は、1（4）の委託額の上限に定める委託額を超えない範囲とすること。

(ウ) (貸金水準の向上に関する加点措置を希望する場合) 貸金水準の向上に関する取組を評価する次のいずれかの資料 1部

※加点措置の詳細については【資料3-2】企画提案競技審査基準及び企画提案競技審査票により確認すること。

- ① 令和7年及び令和6年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」及び事業者が給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率について事前に割合を計算した資料（任意様式）
 - ② 税理士や公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（参考様式）
 - ③ 内閣府及び中小企業庁等が管理する「『パートナーシップ構築宣言』ポータルサイト」の登録企業リスト」に掲載している各企業の「パートナーシップ構築宣言」の写し
- (エ) (女性の活躍推進に関する加点措置を希望する場合) 女性の活躍推進に関する取組を評価する次の資料 1部
- ※加点措置の詳細については【資料3-2】企画提案競技審査基準及び企画提案競技審査票により確認すること。
- ① (従業員数100人以下の企業に限る) 労働局の受付印が押印された、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の写し
 - ② 知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し
 - ③ 法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）に関する労働局長が交付する認定通知書の写し
 - ④ 秋田県知事表彰(女性活躍・両立支援企業表彰、女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰)の受賞に関する表彰状の写し

イ 提出期限

令和8年6月5日（金）午後5時まで

ウ 留意事項

- (ア) 郵送で提出する場合は、書留にて提出期限までに必着となるように提出すること。
- (イ) 提出できる企画提案書は、1案とする。
- (ウ) 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなす。
- (エ) 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

(8) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

5 企画提案競技の審査と受託候補者の選定方法

(1) 企画提案競技の審査

【資料3-1】審査委員会設置要領、【資料3-2】企画提案競技審査基準に基づき、

審査を行う。

ア 審査日程

令和8年6月9日（火）（予定）

イ 審査方法

参加者によるプレゼンテーション（説明15分、質疑10分）により実施する。

企画提案書、パソコン以外の持ち込みは認めない。

正式な日時及び開催場所等については、参加者に後日、通知する。

ウ 選定

企画提案書及びプレゼンテーションを評価し、第1順位者を受託候補者として選定する。

エ 結果通知

審査会終了後、速やかに書面を電子メールにより通知する。なお、審査結果は後日、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」で公表する。

オ その他

第1順位者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

(2) 苦情の申立て

選定結果に関して不服がある場合には、当該通知の日の翌日から起算して2日〔秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない〕以内に契約担当者に対して書面（任意様式）により申立てすることができる。

6 契約に関する事項

(1) 契約保証金

ア 本業務の受託者は、秋田県財務規則第177条の規定に基づいて県に対して、委託金額の10分の1に相当する額を契約保証金として納付する必要がある。又は、それに代わる担保を提出すること。ただし、受託者（共同企業体の場合はその構成員全て）が、秋田県財務規則第178条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

イ 受託者が支払った契約保証金は、秋田県財務規則第179条の規定により還付する。

(2) 企画提案書と契約内容の関係

選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行った上で、県と受託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

(3) 契約書（予定）

契約書は、【参考】令和8年度県庁発信力強化事業業務委託契約書（案）のとおりとする予定である。

7 公正な企画提案競技の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は禁止する。

- (2) 参加者は、企画提案競技に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示することを禁じる。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめる場合がある。

8 その他

- (1) 提出書類の取扱い
 - ア 参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、参加者に帰属する。
 - イ 参加者が県に提出した書類は、返却しない。
- (2) 企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (3) 本件の企画提案書等の提出に要する費用は、参加者の負担となる。
- (4) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。